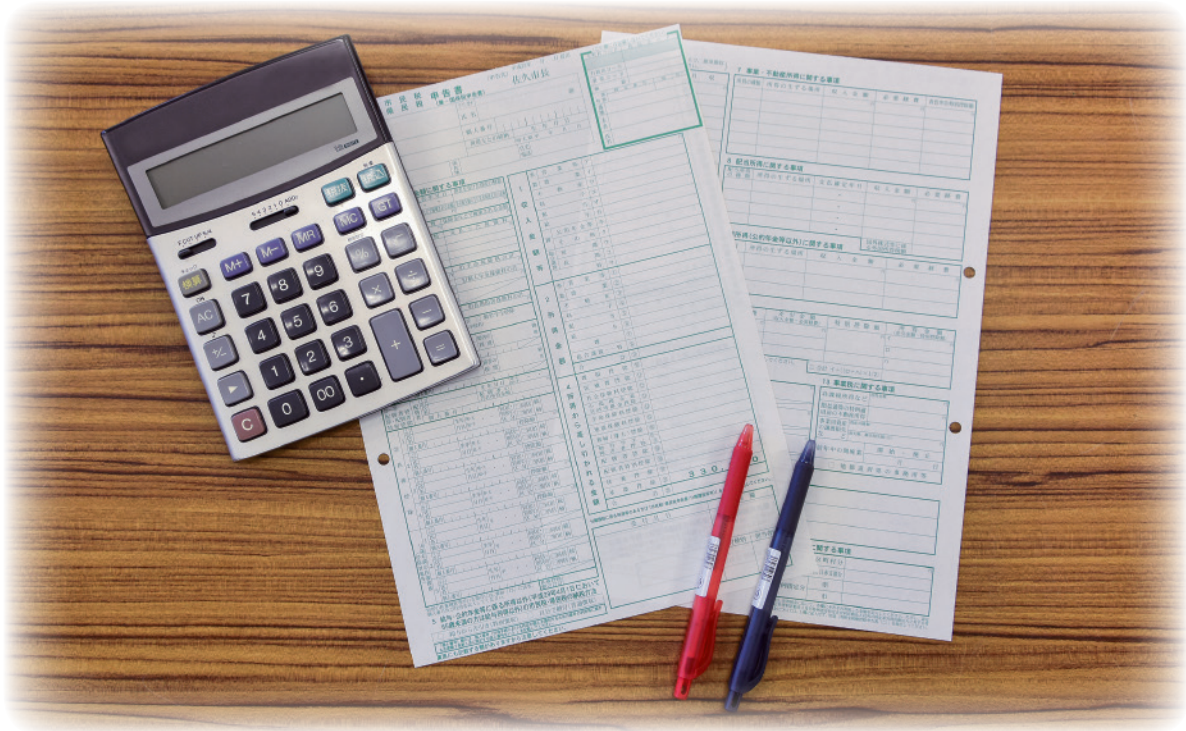


あなたの生活と行政をつなぐ

# Saku LIFE



広報佐久  
平成31年1月



## 所得税・市県民税の申告相談が始まります

～税の申告は2月18日(月)から3月15日(金)まで～

所得税・市県民税の申告内容は、課税のための資料になるほか、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・保育料などの基礎資料にもなります。申告をしないと、課税内容の証明や保険料の算定などに影響が出る場合があります。期限内の申告にご協力をお願いします。

- ・ 申告相談日程表……………P 2～3
- ・ 市県民税の申告……………P 4
- ・ 所得税の確定申告  
 税務関係書類にはマイナンバーの記載が必要です……………P 5
- ・ 佐久市主催の会場で確定申告される方へ  
 配偶者控除および配偶者特別控除の控除額等に見直しがありました……………P 6
- ・ 医療費控除は明細書の提出が必要です  
 その他のお知らせ、申告相談に関する問合せ……………P 7
- ・ 申告区分チェックシート……………P 8

# 申告相談日程表

※臼田地区について、今年度は臼田支所会場で実施します。  
お間違えないようご注意ください。

		臼田地区		浅科地区		望月地区	
日程		臼田支所会場 (臼田支所 2階大会議室)		浅科支所会場 (浅科支所 1階東会議室)		望月支所会場 (望月支所 3階中会議室1)	
		申告相談対象地区		申告相談対象地区		申告相談対象地区	
月	日 曜	午前	午後	午前	午後	午前	午後
2月	18 月	湯原	湯原・本郷	塩名田東部		布施地区 (御牧原・百沢・牧布施・式部)	
	19 火	田島・栗ノ木 千曲台・若葉	中小田切	塩名田中部		布施地区 (入布施・抜井)	
	20 水	上小田切 北川・勝間	上小田切西	塩名田西部 県営住宅	塩名田舟久保	布施地区 (中居・雁村・大木・藤巻 一の原・長者原・東長者原・中石堂)	
	21 木	湯原新田	滝・緑ヶ丘	御馬寄東部		春日地区 (下之宮・善郷寺・高橋・北春)	
	22 金	臼田中町・旭ヶ丘	泉ヶ丘・城下 宮本	御馬寄西部		春日地区 (上新・金井・堀端・大西・向反)	
	25 月	臼田勝間・城山	上荒・中荒・下荒	御馬寄市営住宅 庄の上	駒寄	春日地区 (竹之城・新田・湯沢・新町)	
	26 火	下小田切・中央	諏訪	上原		春日地区 (宮之入・三明・茂沢 入新町・岩下・入片倉)	
	27 水	横山・稲荷	住吉	上原	下原	本牧地区 (長坂・城下・東町・八千代町 神田町・未広町・金井町・栄町・昭明町)	
	28 木	美里	美里・平	下原		本牧地区 (本町・上本町・西町 県町・古宮・御桐谷町・吹上町)	
3月	1 金	伊勢	大奈良	中原		本牧地区 (印内・印内原・茂田井・観音寺)	
	4 月	田口中町	丸山・川原宿	八幡上町		協和地区 (片倉・西長者原)	
	5 火	三分	竜岡	八幡本町		協和地区 (比田井)	
	6 水	下越1～2	下越3～4 下越団地	八幡宮本	八幡大平	協和地区 (天神・協東・協西)	
	7 木	下越5～8	清川	八幡中町		協和地区 (高呂・大谷地)	
	8 金	原	宮代	八幡桑山		協和地区 (小平・三井)	
	10 日	指定日に申告できなかった皆さん (臼田地区)		指定日に申告できなかった皆さん (浅科地区)		指定日に申告できなかった皆さん (望月地区)	
	11 月	上中込	上中込・下町	八幡入の沢	鶴沼		
	12 火	赤谷・入澤1～3 十日町	三条	矢嶋上	矢嶋下		
	13 水	入澤4～6	入澤7～8 月夜平・岩水	御牧原			
14 木	指定日に申告できなかった皆さん (臼田地区)		指定日に申告できなかった皆さん (浅科地区)				
15 金							

# 所得税・市県民税

○受付時間は午前8時30分から午後4時までです。

ただし浅間・野沢・東会館につきましては、受付時間は午前9時からになりますのでご了承ください。

お住まいの地区により、日程と申告相談会場をご確認のうえご来場ください。

なお、3月10日(日)は申告相談を行います。

			佐久地区							
日程			地区会場 (受付時間は午前9時からになります)			佐久市役所会場 (佐久市役所 8階大会議室)				
			会場名	申告相談対象地区		申告相談対象地区				
月	日	曜		午前	午後	午前	午後			
2月	18	月	※地区会場はありません			橋場南・橋場西・橋場東	佐太夫町・中込新町 三家第1・三家第2			
	19	火	浅間会館	住吉町・西本町・稲荷町	荒宿・相生町	※市役所会場はありません				
	20	水	浅間会館	本町・大和町・花園町 上の城・一本柳	長土呂・紅雲台					
	21	木	浅間会館	横根・下平尾 小田井下宿・荒田	上平尾・西屋敷					
	22	金	※地区会場はありません			中央区北町第二・町下 町中・町上・朮水・中村	中央区北町第一・松井 相立・苦水・大月・黒田			
	25	月				中央区南町・前林・三石	杉の木・石神・権現堂			
	26	火	野沢会館	野沢本町・中小屋・取出町	十二町・原・鍛冶屋	※市役所会場はありません				
	27	水	野沢会館	本新町・泉野・上桜井 中桜井・下桜井	田町・高柳・跡部 三塚・北桜井					
28	木	野沢会館	今岡・沓沢・日向・熊久保・泉 東立科・小宮山・前山南・洞源	平井・糠尾・下平 前山北中・美笹・弥生が丘						
3月	1	金	野沢会館	下県西・相浜・大沢下町 大沢中町・大沢新田	下県東・竹田・地家 大沢上町・大地堂	※市役所会場はありません				
	4	月	※地区会場はありません			荒家・北口・平賀下宿 平賀中宿・平賀上宿	北耕地・平賀新町・太田部 常和南・常和北・アヴェニュー			
	5	火	東会館	志賀下宿・志賀中宿 志賀上宿	安原・駒込	猿久保東・猿久保	伊勢林・駒場			
	6	水	東会館	新子田	東地・西地・五十貫	瀬戸中・瀬戸南	西耕地・瀬戸東			
	7	木	※地区会場はありません			平塚・根々井塚原 根々井・大塚	赤岩・常田 上塚原・下塚原			
	8	金				大和田・落合 北岩尾・南岩尾	今井・三河田 横和・白山			
	10	日				指定日に申告できなかった皆さん (佐久地区)				
	11	月								
	12	火								
	13	水								
14	木									
15	金									

# 市県民税の申告

## 市県民税の申告が必要な方

平成31年1月1日現在で佐久市に住所がある方、居住している方は市県民税の申告が必要です。ただし、次の方は申告の必要がありません。

- ・ 税務署へ確定申告書を提出する方
- ・ 収入が1か所からの給与または公的年金等だけで、支払者から市役所へ「給与支払報告書」や「公的年金等支払報告書」が提出されている方
- ・ 収入が無く（非課税所得のみも含む）、市内に住所がある方の扶養親族になっている方

なお、国民健康保険では、前年中に所得がない、または世帯の所得が一定額以下の場合、国民健康保険税の軽減が受けられます。しかし、上記以外の方で申告していないと、この軽減は受けられません。

国民健康保険に加入されている方は、市県民税の申告義務に関わらず申告をしてください。また、所得証明書などの税務関係証明書が必要な場合も、市県民税の申告が必要です。

## 申告に必要なもの

対象項目	持ち物・必要書類	
申告者全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>税務署からのお知らせハガキ（税務署から届いた方）</u></li> <li>・ 振込先口座が分かるもの（還付を受ける場合）</li> <li>・ マイナンバーカードなどマイナンバーの分かるもの</li> <li>・ 運転免許証などの顔写真付きの身分証明書</li> <li>・ 市県民税申告書（市役所から届いた方）</li> <li>・ 前年の申告書の控え（前年に申告されている方）</li> </ul>	
該当する場合のみ	給与・年金所得者	源泉徴収票（コピー不可）
	事業（農業、営業、不動産）所得者	収支内訳書（記入済みのもの）
	一時所得者・雑所得者	収入および経費が分かる書類
	社会保険料控除	国民年金保険料などの支払証明書または領収書
	医療費控除	医療費控除の明細書
	セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）	医療費控除の明細書、一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類（健康診断の結果通知書等）
	生命保険料控除	
	地震保険料控除（旧長期損害保険料含む）	支払保険料の証明書
	障害者控除	身体障害者手帳・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など
	住宅借入金等特別控除	住宅借入金等特別控除額の計算明細書、年末残高等証明書
	寄附金控除	寄附金の受領書など

● 申告の相談時間短縮のため事前準備をお願いします。

- ・ 農業所得、不動産所得、営業所得の申告

必要経費の項目ごとに領収書をまとめ、収支内訳書を作成しておいてください。



## 所得税の確定申告（佐久市では簡易な申告に限り受付できます）

### 所得税の申告が必要な方

公的年金、営業、農業、不動産などの収入があり、所得税の納付や還付を必要とする方は、確定申告をしてください。佐久市主催の申告会場では、簡易な内容の確定申告に限り相談を受け付けます。

また、次のいずれかに該当する方は、原則として佐久市主催の会場では相談を受け付けることができませんので、佐久税務署での申告または相談をお願いします。

- ・居住用家屋を新築、増築などをして、初めて住宅借入金等特別控除を受ける方
- ・土地・建物の売却による収入、株式等の売却による収入、先物取引に係る収入があった方
- ・青色申告で所得税の精算が必要な方
- ・純損失、雑損失の繰越控除を受ける方
- ・雑損控除を受ける方
- ・消費税や相続税および贈与税に関する相談のある方

※上記以外にも、佐久税務署を案内する場合がありますのでご了承ください。

### 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利です

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、混雑する確定申告会場に出向かなくても、ご自宅のパソコン・タブレット・スマートフォンから24時間いつでも申告書を作成いただけますし、ご不明な点は電話でお問い合わせできます。申告書は、e-Taxで送信または印刷して郵送のいずれかにより提出できます。詳しくは、佐久税務署へお問い合わせください。

■問合せ 佐久税務署 ☎67-3460（代表）

## 税務関係書類にはマイナンバーの記載が必要です

### 税務関係書類へのマイナンバー記載および本人確認について

市県民税の申告書のほか、税務署に提出する申告書や申請書などの税務関係書類には、提出される方のマイナンバーの記載が必要になっています。

マイナンバーの提供を受ける場合は、なりすましを防止するため、マイナンバー法に基づき厳格な本人確認が義務付けられています。申告相談会場でマイナンバーが記載された申告書を提出していただく際に、本人確認をします。

### 本人確認書類について

マイナンバーカードをお持ちの方は、1枚で本人確認ができます。通知カード等によりマイナンバーを確認する場合には、ほかに身元確認書類として、顔写真付きの身分証明書等を提示していただきます。

1枚で本人確認できる書類	マイナンバーカード	
	番号確認書類	身元確認書類（下記のうち1つ）
マイナンバーの確認と合わせて身元の確認が必要な書類	・通知カード または	・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・障害者手帳 ・学生証 ・資格証明書
	・マイナンバーが記載された住民票	・社員証 ・税務署から送付されるお知らせハガキ ・名前が印字された申告書 など

※控除対象配偶者や扶養親族の方のマイナンバーも記載していただくようになりますので、通知カードなどのマイナンバーの分かるものをお持ちください。なお、運転免許証などの身元確認書類は必要ありません。

## 佐久市主催の会場で確定申告される方へ

### 今年度より、確定申告書作成時に電子申告用の利用者識別番号を取得させていただきます

作成された申告書等のデータは、佐久市役所から佐久税務署へデータにより提出（電子申告）します。データ送信時に使用する利用者識別番号（以下、「I D」と言います。）の取得手続きは、相談会場で行います。

既にI Dを取得されている方は、「利用者識別番号の通知」などI Dが分かる書類をご持参ください。  
※I Dは、一度取得していただくと、来年以降は改めて取得する必要はありません。

## 配偶者控除および配偶者特別控除の控除額等に見直しがありました

### 配偶者控除（改正後）

納税義務者（扶養する人）に所得制限が設けられました。合計所得金額が900万円を超えると控除額が減少し、1,000万円を超える場合は控除額が0円になります。（ただし、障害者控除のみ適用できます。）

配偶者の合計所得金額 (38万円以下)	納税義務者（扶養する人）の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者69歳以下	33万円	22万円	11万円	適用なし
配偶者70歳以上	38万円	26万円	13万円	

### 配偶者特別控除（改正後）

配偶者の合計所得金額の上限が123万円まで拡充されそれに合わせて控除額が変更されました。納税義務者（扶養する人）の合計所得金額が900万円を超えると控除額が減少し、1,000万円を超える場合は従来通り適用できません。

配偶者の合計所得金額	納税義務者（扶養する人）の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
38万超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	適用なし
90万超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	
95万超100万円以下	26万円	18万円	9万円	
100万超105万円以下	21万円	14万円	7万円	
105万超110万円以下	16万円	11万円	6万円	
110万超115万円以下	11万円	8万円	4万円	
115万超120万円以下	6万円	4万円	2万円	
120万超123万円以下	3万円	2万円	1万円	
123万円超	適用なし			

### 注意点

- ・控除額一覧表（上表）の控除額は、市県民税の控除額です。所得税の控除額とは異なります。
- ・事業専従者や内縁の妻（または夫）は対象外です。
- ・前年の12月31日（前年中に亡くなった場合は亡くなった日）の現況で判断します。
- ・配偶者特別控除は、夫と妻の両方が控除を受けることはできません。
- ・配偶者特別控除は、扶養の人数に含まれません。（障害者控除も対象外です）

## 医療費控除は明細書の提出が必要です（領収書は提出不要となりました）

### 領収書の代わりに“医療費控除の明細書”の添付が必要です

明細書には、医療を受けた人、病院・薬局ごとに医療費を計算して記載してください。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

（税務署から領収書の提出を求められた場合は、提示または提出しなければなりません。）

（注）平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

その場合、申告には誰がどの医療機関でいくら支払ったかの記入が必要になりますので、あらかじめ領収書の整理をしておいてください。生命保険や健康保険からの補てん金や公費負担医療等がある場合は、支払った医療費から差し引かれますので、その金額の確認もお願いします。

医療費控除の申告をされる方は、本庁税務課市民税係または各支所総務税務係の窓口で「医療費控除の明細書」を受け取るか、または市のホームページからダウンロードし、必要事項をご記入のうえ申告時に提出してください。

### 医療費のお知らせ（医療費通知）について

健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ（医療費通知）」について、要件を満たすものは、確定申告に使用することができます。ただし、通知に記載のない医療費は明細書に記載する必要があります。

「医療費のお知らせ（医療費通知）」については、各健康保険組合等にお問い合わせください。

## その他のお知らせ

### 市県民税申告書をお送りします

平成30年度分の市県民税の申告をされた方、および申告が必要と思われる方には、1月下旬に市県民税申告書をお送りします。申告書が届かなかった方も、申告が必要と思われる方は申告をお願いします。

### 郵送による申告書も受け付けています

市県民税申告書は郵送でも提出できます。3月15日(金)までに、記入した申告書や各種証明書などを税務課市民税係宛て（郵送先）にお送りください。内容を確認させていただく場合がありますので、日中に連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。なお、例年証明書等の不備がありますので、提出前に再度内容の確認をお願いします。また、マイナンバーカードなどマイナンバーの分かるものと、運転免許証などの写しが必要になります。

※所得税の確定申告書を郵送される場合は佐久税務署へ提出してください。

### 窓口では相談を行っていません

申告相談期間中は、市役所税務課窓口および各支所総務税務係窓口では申告相談を行っていません。相談は各会場にてお願いします。窓口では申告書の提出のみ受け付けています。

### 臼田地区の申告相談会場について

昨年度は、「あいとぴあ臼田」で実施しましたが、今年度は臼田支所会場にて申告相談を実施します。お間違えのないようご注意ください。

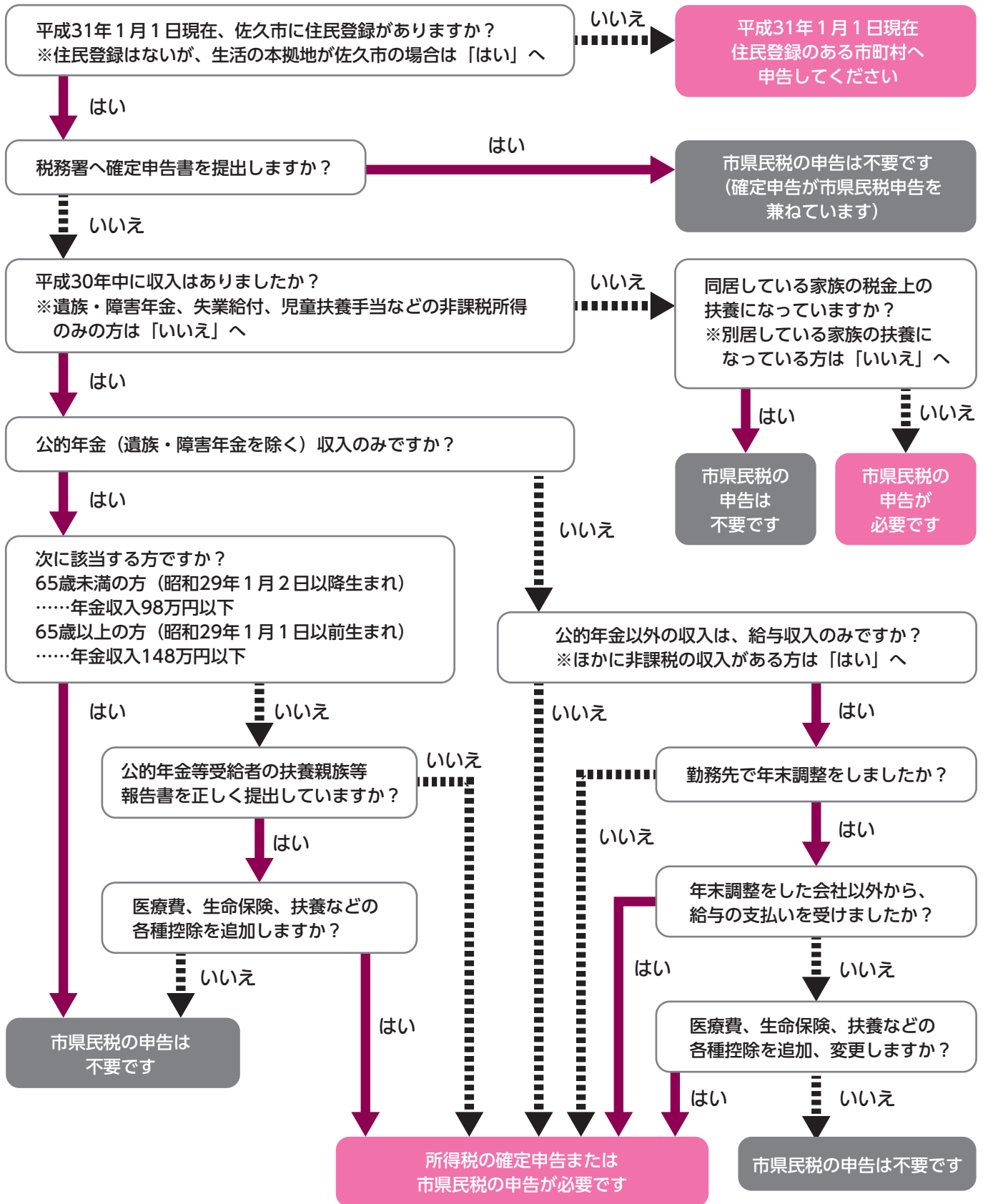
## 申告相談に関する問合せ

- 税務課 市民税係 ☎62-3040（直通）
- 臼田支所 総務税務係 ☎82-3111（代表）
- 浅科支所 総務税務係 ☎58-2001（代表）
- 望月支所 総務税務係 ☎53-3111（代表）

- ※国民健康保険税に関する問合せ
- 国保医療課 国保年金係 ☎62-3164（直通）

# 申告区分チェックシート（市県民税の申告が必要か確認してみましょう）

(注) この表は簡易に判断する例ですので、ご不明な点はお問い合わせください。



※申告が不要となった方でも、国民健康保険税の軽減措置を受ける場合や所得証明書が必要な場合などは、市県民税の申告が必要です。